

内閣府令第 号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないも

のは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(賠償措置額) 第九条の二 法第九条第二項の内閣府令で定める金額は、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案して、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。 (賠償措置額の算定に用いる資料の提出) 第九条の三 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、人工衛星の打上げを行おうとする者に対し、賠償措置額の算定に用いる資料の提出を求めることができる。 (損害賠償担保措置の承認の申請等) 第九条の四 [略] [2～4 略] (損害賠償担保措置の変更の承認の申請等) 第九条の五 [略] 2 [略] [別表を削る。]	(賠償措置額) 第九条の二 法第九条第二項の内閣府令で定める金額は、当分の間、別表上欄に掲げる人工衛星の打上げ用ロケットごとに、それぞれ同表下欄に掲げる金額とする。 [項を加える。] [条を加える。] (損害賠償担保措置の承認の申請等) 第九条の三 [同上] [2～4 同上] (損害賠償担保措置の変更の承認の申請等) 第九条の四 [同上] 2 [同上] 別表 (第九条の二関係)

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

